◎不正対応に関する管理体制図

監査・モニタリング部門

公的研究費に関する不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、研究機関全体の視点から実効性のある監査・モニタリング体制を整備する。
また、不正等の告発窓口を設置するとともに、最高管理責任者への緊急連絡体制を確保する。

告発窓口
総務部（法人）

監査
財務部（法人）

監査・モニタリング責任者（法人本部長）

緊急報告（告発）

監査結果報告

外部機関

取引業者　共同研究者

外部研究機関

不正等の告発

最高管理責任者　研究倫理教育責任者

研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動上の不正防止計画を策定し、自ら不正防止計画の進捗に努める。

学長

設置指示

不正に関する調査結果の報告

措置

不正研究者等　不正取引業者

懲戒処分等　取引停止等

最高管理責任者は、研究者等における不正の内容に応じて、懲戒処分等の措置を講じるため理事会に具申する。

最高管理責任者は、不正の内容に応じて、取引停止等の措置を講じる。

連携（不正防止・管理）

連携

連携

連携

不正防止計画推進委員会

最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するための委員会とする。

統括管理責任者

研究統括管理責任者（副学長）
事務統括管理責任者（事務局長）

大学事務局　総務部「不正防止計画推進部署」
総務部長(コンプライアンス推進責任者)

学部長（大学）・学科長（短大）

不正防止計画推進委員会の業務

① 不正防止計画の企画及び立案に関すること。
② 不正防止計画の推進に関すること。
③ 不正防止計画の検証に関すること。
④ 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。
⑤ 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。
⑥ 内部監査部門との連携を強化すること。

研究倫理教育推進者

不正行為等について対策を策定・実施

研究倫理審査委員長

不正調査委員会

最高管理責任者は、監査部門又は外部告発により、不正が疑われる情報を知り得たときは、速やかに不正調査委員会を設置する。

不正調査委員会構成

不正調査委員会の委員は、次に掲げる者とする。
① 研究統括管理責任者
② 事務統括管理責任者
② 不正が疑われる研究者等の所属学部長(大学)、学科長(短大)
③ 大学事務局職員（若干名）
④ 本学に属さず、利害関係がない者（調査委員の半数以上）
⑤ その他特に必要と認める者（若干名）

委員会調査内容

不正調査委員会は次の手順に従い調査を実施し不正を認定する。
① 調査の要否（30 日以内）
② 調査方針、方法、対象の報告・協議
③ 研究者等及びその関係者からの事情徴収
④ 証憑（証拠）の収集、研究データ収集・分析
⑤ 支出の相手方業者からの事情徴収、各種伝票の収集、分析
⑥ 本学及び資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査
⑦ その他必要となる事項の調査

指示

報告

資金配分機関

① 調査要否の報告
② 調査方針・方法の報告と協議
③ 中間報告、最終報告
④ 現地調査
⑤ 資金の返還